

第百一十回国会 法務委員会 議 録 第 二 号

昭和六十二年十二月九日(水曜日)

午後零時三十一分開議

出席委員

委員長 相沢 英之君

理事 逢沢 一郎君 理事 井出 正一君

理事 今枝 敬雄君 理事 太田 誠一君

理事 坂上 富男君 理事 中村 巖君

理事 安倍 基雄君

赤城 宗徳君 上村千一郎君

尾形 智矩君 加藤 紘一郎君

木部 佳昭君 佐藤 一郎君

笹川 堯君 塩崎 潤君

丹羽 兵助君 松野 幸泰君

宮里 松正君 伊藤 茂君

稲葉 誠一君 小澤 克介君

山花 貞夫君 橋本 文彦君

冬柴 鉄三君 安藤 巖君

出席國務大臣

法務大臣 林田悠紀夫君

出席政府委員

内閣法制局第一部長 関 守君

法務大臣官房長 根来 泰周君

法務大臣官房副長 清水 湛君

法務省民事局長 藤井 正雄君

法務省刑事局長 岡村 泰孝君

法務省訟務局長 菊池 信男君

法務省人権擁護局長 高橋 欣一君

法務省入国管理局長 熊谷 直博君

委員外の出席者

警察庁警備局外務課長 国枝 英郎君

総務庁行政管理局管理官 伊原 正躬君

外務大臣官房領事移住部外務参事官 田邊 敏明君

大蔵省主計局主計官 若林 勝三君

郵政大臣官房人事部長 楠田 修司君

労働省職業安定局長 吉免 光頭君

最高裁判所事務総局長 上谷 清君

兼最高裁判所事務総局行政局長 乙部 二郎君

法務委員会調査室長

委員の異動
十二月九日
稲葉 修君 補欠選任 笹川 堯君
塩川正十郎君 補欠選任 尾形 智矩君
同日
尾形 智矩君 補欠選任 塩川正十郎君
笹川 堯君 補欠選任 稲葉 修君

本日の会議に付した案件

閉会中審査に関する件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

裁判所の司法行政、法務行政、検察行政及び人権擁護に関する件

権擁護に関する件

○相沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

他に質疑の申し出がありませんので、これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○相沢委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○相沢委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○相沢委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○相沢委員長 この際、申し上げます。

本委員会に付託になりました請願は二件であります。両請願の取り扱いにつきましては、理事会において協議、検討いたしましたがいずれも採否の決定を保留することになりましたので、さよう御了承願います。

なお、本委員会に参考送付されました陳情書は、刑事施設法案の廃案に関する陳情書外一件であります。念のため御報告申し上げます。

○相沢委員長 閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

第百八回国会、内閣提出、刑事施設法案及び第百八回国会、内閣提出、刑事施設法案

第百八回国会、内閣提出、刑事施設法案につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○相沢委員長 起立多数。よって、両案について、閉会中審査の申し出することに決しました。

次に
裁判所の司法行政に関する件
法務行政及び検察行政に関する件
並びに
国内治安及び人権擁護に関する件

以上各案件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○相沢委員長 お諮りいたします。

本日、最高裁判所上谷民事局長兼行政局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○相沢委員長 裁判所の司法行政、法務行政、検察行政及び人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小澤克介君。

○小澤(克)委員 最初に法務省にお尋ねいたしますが、この十二月四日からあしたまででしようか、十日まで、人権週間というふうに聞いております。

先日、入管局長にお会いしたいということで法務省本省を訪れましたところ、大変大きな垂れ幕がかかっておりました。「人権週間」ということを大きく書いた垂れ幕、これが向かって右側、これは「法務省 全国人権擁護委員会」という記載がございました。それから左側にスローガンが四つ掲げてございました。第一番目が「いじめ、体罰の根を絶とう」、二番目が「部落差別をなくそう」、三番目が「女性の地位を高めよう」、四番目が「障害者の完全参加と平等を実現しよう」、大変結構なスローガンであり、また、大変結構な垂れ幕だと思つたわけでございますが、私、これを見ているのではないかと印象を受けたのです。それは、外国人差別の問題でございます。外国人差別をなくして内外人の平等を実現しよう、こういうスローガンもぜひ掲げていただきたかったな、こう思つたわけでございます。

そこでお尋ねするのですけれども、法務省、特に人権擁護を職掌とする法務大臣あるいは法務省といたしまして、外国人差別について現状どうか考えなのか。そういうものはないとお考えなのか、あるいはあるとお考えなのか。あるいはあるとすれば、法務省として、どの程度重要な問題であり、どの程度関心を持っておられるのか、まずお答え願いたいと思います。

○高橋(欣)政府委員 法務省、人権擁護機関といたしましては、従来からあらゆる差別をなくすということを啓発スローガンにして活動してまいっております。その中で外国人に対する差別という問題につきましても重大な関心を払っておるわけでございまして、そのあらゆる差別をなくそうという啓発活動の中に、当然在日外国人に対する差別をなくすということも含めて活動しておるわけでございます。

私どもの活動は、今申しましたように、一般啓発活動、つまり人権意識の普及高揚を図るための活動と、それから具体的に人権侵害事件としての調査の申し出などがありました事件についての調査処理、大きく分けますとこういう二面の活動を行つておるわけでございますが、外国人差別問題につきましても、具体的な案件として当該外国人の方から人権機関に申し出のありました場合には、それにつきましても果たして人権侵害事件として処理すべきものかどうかという観点から調査して処理してきておるといふ現状でございます。

○小澤(克)委員 この垂れ幕、垂れ幕にこだわるといふ名称で垂れ幕になつていたので、これは一体どういう性格のものなんでしょうか。

○高橋(欣)政府委員 委員御承知のとおり、人権擁護の仕事に携わる民間の活動をお願いしておる方として人権擁護委員会というのがございます。全国に一万一千五百名、法務大臣の委嘱を受けて活動していただいておりますが、その人権擁護委員会に關します全国的な組織と申しますのが全国人権擁護委員会というものでござい

ます。

もう少し詳しく申し上げますと、各人権擁護委員で組織する一番小さい組織体として各地域ごとに人権擁護委員協議会というものがございまして、それをさらにまとめる組織として、都道府県ごとに設けられております人権擁護委員会と申すのがございまして、そして、その都道府県ごとの連合会をさらに大きくまとめる全国組織として全国人権擁護委員会というのがあるわけでございまして、これらはいずれも人権擁護委員会法によつて定められてゐる組織体でございます。

○小澤(克)委員 そうしますと、この四項目のスローガンというのは、法務省が定めたものというよりは、この連合会が定めたもの、こういう認識でよろしいでしょうか。

○高橋(欣)政府委員 私のただいまの記憶では、法務省と全国人権擁護委員会との共同の定めであつたかと記憶しておりますが。

○小澤(克)委員 それで、この外国人差別について、先ほど御答弁がありましたけれども、現状をどう認識しておられるのですか。いろいろ人権擁護委員会等に救済等の申し立てがあるかと思ひますので、一番その実情を把握しておられるのじゃないかと思ひますので、どの程度重要な問題だと認識しておられるのかということですが。

○高橋(欣)政府委員 外国人差別という問題も、先ほど申しましたあらゆる差別をなくそうという観点から重要な問題と認識しております。

ただ、先ほど委員から御質問のございました四つのスローガンに入つていないという点でございますけれども、この人権週間毎に掲げておりますスローガンと申しますのは、そのときどきの最も普遍的でかつ啓発を要する人権問題ということであるので毎年選定しておるわけでございますが、余りたくさん並べても訴える力が弱くなるということもございましてあつて、初めのいじめ、体罰の問題、これは三年前から掲げておるわけでありすが、

そのあとの三つはもう十年以上前から毎年同じ事項として掲げておまして、いまだに解消されていないという意味でこれを落とすわけにもいかないというような問題もございまして、外国人の問題をあのスローガンには掲げていないという実情でございますが、決して軽視しておるわけではございません。

○小澤(克)委員 自治体などでは、いろいろな決議あるいはスローガンを掲げる際に必ずこの外国人差別をなくそうというのを入れているというふうに向つております。法務省もぜひこれについてもう少し重視していただきたいと思います。

それで、外国人差別については類型的にどんなものが多いというふうに認識しておられますか。

○高橋(欣)政府委員 具体的な案件につきましては、私も本省の方で正確に全部を把握しておるというわけではございません。と申しますのは……(小澤(克)委員「類型と聞いているでしよう」と呼ぶ)ですから、類型的と申しまして、私どもの知る限りでは、例えば家を借りようとする場合に在日韓国人であるということで拒否された事案だとか、あるいは就職に関する差別だとか、そういうものが比較的多い類型ではないかと思ひます。

○小澤(克)委員 今就職差別のお話が出ましたので、伺います。

郵政省の方に来ていただいているのですけれども、名古屋の方で、これはいつごろでしたか、郵便局で年末年始の年賀状などの大量処理のアルバイトを募集していたので台湾からの留学生の方二名が応募したところ、外国人だということで拒否された。その後のいろいろあつて結局は採用されたというふうなことを聞いておりますが、これはどういうことからこんなことなんでしょうか。

○楠田説明員 御説明申し上げます。

本件は、先月、十一月十八日に東海郵政局管内の名古屋郵便集中局におきまして、台湾からの留学生の方が年末年始学生アルバイトの募集に応募

されました。集中局では当初、外国籍ということ
で内務事務への採用を拒否したわけでありま
すが、その後東海郵政局と相談の結果、日本国籍が
ないことは内務事務への採用を拒否する理由には
ならないという考えのもとに、結果的には採用し
たということになります。

どうしてこういうことが起こったかということ
でございしますが、当初名古屋郵便集中局におきま
して拒否した際、郵政職員採用試験におきま
しては、一般の本務の採用でございしますが、内務職員
の採用試験である場合は、国家公務員採用試験の
第三種の試験でございしますが、この受験資格とし
て日本国籍が必要であるということにございま
す。それで、非常勤職員の採用の申し込みを受理
した際にこの点を誤解いたしました、受験資格が
ないということに当初拒否したということが実情
でございます。

○小澤(元)委員 今のお話からしますと、内勤と
外勤とに分けていて、内勤については日本国籍を
持つ者に限っているというふうなことでござい
すが、これは何か合理的な根拠があるのでしょうか。

○楠田(元)説明員 郵政職員の採用につきましては、
国家公務員法、具体的には第三十六條及び人事院
規則に基づいて行っているところでござい
ます。一般の郵便局における職員の採用につきま
しては、内務事務につきましましては郵政省
試験合格者から、外務事務につきましましては郵政省
職員採用試験合格者から採用することとしており
ます。

そこで、内務職員につきましましては、採用試験に
関する人事院規則八十八第八條によりまして、
日本の国籍を有しない者は受験資格がないとい
うこととされております。一方、外務職員につ
きましては、郵政省職員採用試験の受験資格を見直
しまして、五十九年度の試験から日本に永住してい
る日本国籍を有しない者にも受験を認める措置
を講じたところでございまして、内務については
受験資格がない、外務については受験資格がある
ということになっております。

○小澤(元)委員 そうしますと、内勤については
結局国家公務員の採用といえますか、人事院規則
にそういう定めがあるためにやむを得ない、郵政
省限りで採用可能なものについては内外人につ
いての差別を外している、こういうふうな理解す
べいかと思います。

そうしますと、人事院のこの考え方自体に批判
がされるべきかと思えますけれども、公権力の行
使または国家意思の形成に携わる公務員につ
いて外国人排除というのが現在の水準といえますか、
考え方のようではございますが、すべての国家公務
員が公権力の行使または国家意思の形成に携わる
ということにはどうもならぬだろうと思えますの
で、この辺についての批判はあるわけですか、れ
ども、きょうは人事院の方に来ていただいている
ので……

そういったしますと、郵政省としては、郵政省限
りで採用できるものについてはもちろん、それか
ら当然このアルバイトなどという単純労働の提供
等について内外人を差別するというのは間違いで
あり、今後そういうことはあり得ない、こういう
ことを明確に言っていただければいいかと思
います。

○楠田(元)説明員 先生御指摘のとおりでございま
す。アルバイトにつきましましては今後外国籍を理由
に拒否するということは絶対にないと思し上げま
す。

○小澤(元)委員 このケースでは、内勤につ
いては国人に限るというその根拠が国家公務員法、人
事院規則にあるということがいつの間にか忘れ去
られて、内勤は日本人に限るということが機械的
にアルバイトにまで適用されたというケースだろ
うと思えます。こういう単純なミスがまかり通
っている背景には、やはり内外人平等ということが
国民の意識の中に十分浸透していないからでは
ないか。特に国民の意識をある意味ではリードし
なければならぬのは官庁がこういうふうなわけで
ございまして、法務省人権擁護局としては、こう
いう事態をどうお考えでしょうか。

○高橋(元)政府委員 先ほど来申し上げておりま
すとおり、法務省人権擁護局としましては、外国
人差別に関しましては不合理な差別である、なく
すべき差別という観点から、一層啓発を進めてい
きたいと思っております。

○小澤(元)委員 国民に対する啓発も結構ですけ
れども、まず役所の姿勢を改めるところから法務
省は手をつけていただきたいと思えます。その
意味で、最初に言いましたこのスローガン、ふえ
ると水膨れになるという判断がもしもせんけれ
ども、ぜひこの内外人平等ということを入れてい
ただきたいし、今後の人権擁護行政の中でこれ
を重視していただきたいと思えます。

それから、新大臣に少しお尋ねをしたいと思います。

第何回国会になりますか、この秋まで続いた国
会で、外国人登録法のいわゆる改正案が成立した
わけでございまして。その審議の中で、当時の遠藤
法務大臣がいろいろなことを、私どもから見ると
かなり前進したといえますが、見解を示されてい
るわけでございまして。例えば六十二年九月十七日
の参議院の法務委員会での矢田部委員の質問に對し
て、御存じのとおり前回の改正は、これまで五年
ごとに指紋押捺を求めていたのを最初の一回だけ
に限ったわけでございまして、二回目以降は
拒否している者に対する裁判あるいは処罰、罰
則の適用、それからもう一つ、特に二回目以降を
拒否している者に対する行政上の不利益、在留期
間の延長を認めないとかあるいは再入国許可を認
めないとかいった、これは法務大臣の権限限りで
行っているわけでございまして、このようなことに
ついて法案成立後は、私は、率直に今申し上げる
と、役所内部からいかなる議論が出るかは別と
して、この改正法案が成立後に改めてこの問題は
検討していきたい、そういうふうな考えを持っ
ておられるわけでありまして、「こういうふうにお
っしゃっておられるわけでございましてけれども、新
大臣としても同じような見解でしょうか、確認を
求めたいと思います。

○林田(元)國務大臣 さきの外国人登録法の改正を衆
議院の当委員会並びに参議院の法務委員会にお
きまして御審議をいただきました際に前大臣が答
弁いたしました諸点につきましては、私といたしま
しても十分尊重しながら今後の参考にしてい
たいと思っております。

○小澤(元)委員 参考にながら十分尊重してい
くということでしょうか。大臣はかわつても法務
行政としての継続性はあるわけでございまして
で、さきの大臣が国民の代表である議会で国民に
對して答弁したことでございまして、これはその
一言一句同じ方針である、こうおっしゃって
いただかないと困るのですけれども、いかがで
しょうか。

○林田(元)國務大臣 先ほど申しましたように、踏
襲をしまいたいと思存いたします。

○小澤(元)委員 踏襲ということにござい
ます。さらに、前回の改正では指紋は最初の一回だけ
は残念ながら残ったわけでございましてけれども、
この点についても遠藤前大臣が、同じ日の同じ委
員会での同じ委員の質問に對して、指紋制度を全
廃するという点に關連をして、今回については
「正直のところこの法案を出すのがぎりぎりい
っぱいだったんです。一回だけだということにす
るなかかなか厳しい状態があった。そういうふう
なことを御理解願います。私は、これは将来先生
の御指摘のようなことでいくのが、これは前後の脈絡
からいいますと、指紋制度を全廃するという趣
旨でございまして、御指摘のようなことでいく
のがふさわしいなとも感じております。そういう
ふうな点でこれからの課題だと、こう承知をいた
しておるわけでありまして、できるならば指紋のな
い、本当に法治国家として環境のよい日本国で
あつてほしいなというふうな考えを念頭に置いて
いるということをおっしゃっているのですが、この
点についても新大臣も同じお考えでしょうか。

○林田(元)國務大臣 その点につきましても同じよう

に考えております。

○小澤(元)委員 さらに、ちよつと見失つてしまつたけれども、いづれにいたしまして、今度の法案改正はこれでもつてよしとしないで、数年内にさらに見直す機会を設けたい、このような答弁をされているわけでございますが、この点についてはいかがでございますか。

○林田国務大臣 現在の事態におきましてはこれが最良のものとして提案をさせていただきますが、お認めいただいたのでございますが、その場合にいろいろ附帯決議もございまして、やはりこれは時代の進むにつれてさらに改善をしていくための努力は当然なすべきもの、かように存じておりますので、努力をしてみたいと存じます。

○小澤(元)委員 それでは郵政省の方、どうぞ結構でございます。

そこで次に、最近話題となっております、パールンで身柄を拘束されている、みずから日本人蜂谷真由美と名のついている方の件につきまして若干お尋ねいたします。これは外務省さんにお尋ねすればいいのでしょうか。

そもそも、この自称蜂谷真由美という方はパールンで身柄を拘束されているというところのようでございますが、これはどういう容疑でパールンにより身柄を拘束されているというふうに御認識でしょうか。

○田邊説明員 具体的な容疑等々について明確に何々ということではございませんで、すけれども、本人が偽造旅券を持っていたことはまず間違いないわけでございます、そういうふうなことでやられているのだらう、こう考えております。

○小澤(元)委員 偽造の旅券による不法入国の疑い、こういうことになるのでしょうか、いかがでしようか。

○田邊説明員 バハレーン政府が具体的にどう判断しているかということについて軽々には申し上げられませんが、そういうことではないかな、こう考えております。

○小澤(元)委員 この自称蜂谷真由美という女性の身柄が韓国に引き渡されるのではないかと、お話が報道されているわけですが、現時点ではどうなつていますでしょうか。

○田邊説明員 現時点で、絶対に何かかというのとはなかなか難しいと思つては、我々が承知している限りにおいては、バハレーンにあるというふうに理解しております。

○小澤(元)委員 それでは、それを前提にお尋ねしますが、昨日も法務省の刑事局長の当委員会でお答えである程度明らかになつていまして、蜂谷真由美は日本及び自国パスポートのせものといひますか、偽造のものを持っていたというふうな報道されております、さらにその後の報道等によりまして、成田を出国したということも証明する判事といひますか、スタンプといひますか、それが押されていたというふうなことも聞いているわけでございますが、これらは日本の法令に違反するといひますか、日本の刑事法の適用があることになるのは間違いないでしようね。何人であるかあるいは国内外犯いずれであるかを問わず、日本の刑法の適用の対象となる犯罪類型であるといひますか、間違いないでしようか。

○岡村政府委員 旅券の偽造につきましては日本刑法の公文書の偽造に当たると思われますし、また、偽造した旅券の行使であらば、これは偽造公文書の行使に当たらうかと思ひます。これらの事犯につきましては、日本刑法上、何人を問わず、国外で犯したものにつきましても日本刑法の適用があるといひますか、間違いないでしようか。

○小澤(元)委員 そういたしますと、現実には日本の国家主権のもとにこの方を連れてくることのできるならば、捜査を遂げ、起訴、裁判といひますことになるのが本筋だ、こういうことになりましようか。

○岡村政府委員 偽造されました旅券の行使事件につきましては、現在警察におきまして捜査を遂

げているところでございます。

海外におります犯人と目される人物につきまして引き渡しを求めるかどうかということになりまして、これは捜査の結果等を踏まえまして、諸般の事情を総合いたしまして判断されるべき事柄であらうかと思ひます。

○小澤(元)委員 いや、私がお尋ねしたのは、仮にこの真由美と名のついている方が日本の国家主権のもとに入るような事態となれば、当然起訴され、判決を受け、その刑に服する、こういうことになるのではなからうか、こう聞いているわけでございます。

○岡村政府委員 もし犯人と目される者が日本の領域内におりまして、かつ具体的な犯罪につきまして有罪と認めるに足るだけの証拠があるならば、それは日本の裁判のもとにおきまして処罰されるということになるかと思ひます。

○小澤(元)委員 それで、パスポートといひますのもそもそれが発行するか、作成名義はどこになるのですか。

○田邊説明員 パスポートの発行権者は外務大臣でございます。

○小澤(元)委員 それから、出国を証明するスタンプといひますのはどういう名義の公文書になるのでしょうか。

○熊谷政府委員 出入国の審査をやっております入国管理局が出国を確認するための公印といひますことになると思ひます。

○小澤(元)委員 そうしますと、このスタンプも、報道されているようにもし偽造であれば、入管局作成名義の公文書が偽造された、こういうことになりましようか。

○岡村政府委員 日本の刑法の言ひますところの公文書あるいは公印に当たるとすれば、そういうことにならうかと思ひます。

○小澤(元)委員 そういたしますと、これは日本政府、外務大臣発行の公文書という大変重大な公文書が、その信用性が害されたという事件でございますね。当然日本としてはこれについて引き渡

しを受け、捜査を遂げて、どうしてこんなことになつたのか、外務大臣が発行する、あるいは入管局の作成名義の文書が偽造されるというような事態が今後も起こつては困るわけでございますから、事態を説明し、再発防止のためにもしっかりと捜査を遂げ、処罰すべきものは処罰するといひますが、いかがでしようか。

○林田国務大臣 偽造日本旅券の行使事犯につきましては、現在警察において捜査中でありまして、この観点から同人の身柄の措置に関心を有しておりますけれども、我が国として身柄の引き渡しを請求するかどうかということにつきましては、同人の身分事項に関する捜査結果等を含めて諸般の状況を総合的に検討の上判断すべきものと考えておりまして、今のところ請求すべき段階にまで至つていないものと理解をしております。

○小澤(元)委員 身分事項とは何でしようか。

○岡村政府委員 国籍その他でございます。

○小澤(元)委員 先ほど刑事局長みずからおっしゃつたように、この公文書偽造については、国籍のいかんを問わず、内外人を問わず、また犯罪地を問わず日本の刑法が適用されるべき犯罪類型でしよう。しかも、被害法益は、我が国の外務大臣発行の公文書の信用性が害されたといひますから、国籍がどこにあるかといひますことが何か関連を持つのですか。論理的につながらないと思ひます。

○岡村政府委員 ある違反事件につきまして捜査をいたしております段階で、犯人と目すべき者が国外にいるという場合に、その者について引き渡しを求めるかどうかということにつきましては、やはり国籍その他諸般の事情を総合して検討するのが相当であるといひますか、間違いないでしようか。

○小澤(元)委員 現在バハレーン政府のもとに身柄があるわけでございますので、バハレーン政府が捜査権を行使しているのだらうと思ひますけれども、バハレーン政府の方で、みずからの国家主

権の範囲内で捜査を遂げるのだ、外国には引き渡さない、こういう姿勢があるのでしょうか、どうなんでしょうか。これは外務省の方から。

○田邊説明員 その点はまさにバレーン政府が決めるべき話でありまして、我々としてはそれを尊重する、こういうことでございます。

○小澤(克)委員 いや、だからバレーン政府が現在そういう姿勢を持っているのかどうかと外務省に聞いているのです、情報として。どうなんですか。

○田邊説明員 先ほどお答えしたとおりでございます。

○小澤(克)委員 答えていない。質問を続けられない。

○田邊説明員 バレーン政府が今後どういうふうな意向を持ってやっていくかということについては、これはまさにバレーン政府が決めることでありまして、それ以上のことは申し上げられませんが。

○小澤(克)委員 そんな当たり前のことを聞いているのではなくて、バレーン政府の意向はどうか、外務省としてはどういふ情報を持っているか、と聞いているのですよ。なぜかといいますと、新聞報道などによりますと、バレーン政府としては外国に引き渡すことにやぶさかではない、当初は理屈からして日本に引き渡そう、こういう意向であつたというようにもちよつと報道で聞いておりますので、バレーン政府の意向はどういうものなのか、外務省として当然情報を持ってもらえるはずだと思つて聞いているのです。

○田邊説明員 これは私、別にバレーン政府の者ではありませんから、そこまで断言はできませんけれども、バレーン政府の方として所要の手續が終わればその後のステップに移る、こういうことだろうと思つています。その後の措置をとることになるだろう、こう理解しております。

○小澤(克)委員 その後の措置とは何でしょうか。

○田邊説明員 その後の措置についてはいろいろ

あるかと思つていますが、そのまゝ引き受け、とどめる場合もあるかもしれませんし、あるいは第三国に引き渡すということもあり得ようかと思つています。

○小澤(克)委員 そうしますと、バレーン政府としては、少なくとも今後引き続きみずから主権のもとに置くということには必ずしもこだわつていない、このようにお聞きできるわけですが、もしも、そうしますと、ますますな日本がこの引き渡しを要求しなかつたのか。報道によりますと、官房長官も要求しないということを早くから言われておつたようですよ、外務大臣もそういう意向を表明したということも聞いております。外務省、どうしてなんですかね。

○田邊説明員 いずれにしても、この点につきましてはいろいろなあらゆる条件だとか事情だとか、そういうようなものを総合的に見て慎重に判断していかねばならないということについては申し上げるまでもないことだと思つてはいます。先ほど来出ておりますように、今のところ同人の身元というものがわかつておりません。現時点においても依然としてわからないままである、そういうふうな状況が続いているわけでございます。そういう状況が続いている今の時点では、蜂谷真由美なる者の引き渡しを要求することは考えていないというふうなことでございます。

○小澤(克)委員 外務大臣発行の公文書の信用性が害されたわけですよ。これは、事実が明白だというふうな聞いております。しかも、現在のところの捜査権を行使しているバレーン、バレーンの国家主権のもとにあるわけですが、その方は必ずしも外国に引き渡すことにこだわつていない。引き渡さないとは言つていない。そうならば当然引き渡しを請求するのは当たり前にやないかと思つたわけですね。外務省の姿勢は不可解だと言ひようがありません。

これはどなたにお尋ねすればいいのか。犯罪の嫌疑ある者を、外国政府のもとにその身柄がある者を引き取る場合の法的な構成というのですか

ね、これは外国での身柄の拘束をそのまま引き継ぐということには多分ならないだろうと思つています。身柄を拘束する法的根拠がそれぞれの国の法律によつて違ふので、多分身柄を引き渡す側の国が身柄の拘束を解いて釈放し、かつ国外退去の扱いをする、そしてその国家主権の外に出た段階で、引き受ける側が何らか身柄を拘束する別の法的手続をとる、時間的に接続してやる、日本で言えば逮捕状の執行をする、こういうことになるのじゃないかと思つたのですが、そのとおりでしょうか。ちよつとそここの手続的なことを教えてください。

○国枝説明員 国内で犯罪を犯しまして国外に逃亡しておるいわゆる逃亡犯罪人あるいは国外におります国外犯の適用があります被疑者につきましての身柄引き取りの方法でございますけれども、大きく分けて二つござります。一つは、逃亡犯罪人引渡し条約に基づいて身柄を引き受ける場合でございます。これは現在のところ、アメリカとの間の条約が存するのみでございます。二つ目は相手国の国内法令、我が国におきます例えば逃亡犯罪人引渡法というものがござりますけれども、この種の国内法令に定めらるる引き渡し手続によりまして逃亡犯罪人を引き受ける、この二通りの方法がござります。

○小澤(克)委員 対バレーンの場合はどうなりますか。

○国枝説明員 バレーンにつきましては、まず条約関係はないと理解いたしております。

国内法につきましてもいかなる法律があるのか、私自身不勉強でございます。

○小澤(克)委員 いずれにいたしましても、身柄をこちらで引き取る場合にはこちらでその身柄を拘束する根拠がなければいかぬというのは、これは間違いないでしょう。それが前提でしょう。どうですか。

○国枝説明員 引渡し条約に基づきます場合は、逮捕状があるのが前提になっております。引渡法に基づく場合は、相手国のまさに国内法の定める

手続であります。一般的に申せば、そういう逮捕状が存することが前提条件となつておるかと

思ひます。

○小澤(克)委員 そこでお尋ねするのであれば、報道されているところによると、どうも韓国がこの引き渡しを要求し、何かその方向へほぼ固まりかけているというふうなことを聞いております。これはなかなか理解できないところなんですけれども、韓国は一体どういう根拠でこの蜂谷真由美なる方を拘束しようとしているのでしょうか。

まず私が疑問とするところは、大韓航空機が行方不明になつたこととの関連がいろいろ言われているように、この大韓航空機行方不明事件というのが、そもそも犯罪事実があつたのかどうか全く今のところ不明です。ただ行方不明になつたわけでございますから、何らかの事故で墜落したのかもしれませんし、これは全くわからない。犯罪の存在事実そのものを客観的に嫌疑する資料が何もない。ましてやこの蜂谷真由美なる者が犯罪に關与したというふうなことを示すものも、ほとんど何も見出せない。どうやって韓国が身柄を拘束しようとしているのかなかなか想像がつかないのですが、これについて外務省はどういふ情報を持っておられますか。

○田邊説明員 結局これは韓国とバレーンの話でありまして、韓国政府がバレーンにどういふふうな申し入れを行ったかということについては、これは第三国間のことであります。コメントは差し控させていただきます。

○小澤(克)委員 だから、どういふ根拠が考えられるかと聞いているのですかね。

○田邊説明員 予断を与えるようなことは差し控させていただきます。

○小澤(克)委員 これはどう考えてもおかしいのですよ。客観的に犯罪があつたかどうかすらわからない段階で特定の人を犯罪の嫌疑でもって拘束するといふようなことは、これは少なくとも日本の常識では考えられない。日本の裁判官がこれで

逮捕状を出すとは私には到底考えられない。こんなことで身柄を要求する。そのことを外務省は踏まえてどうと思ひますけれども、こちらでは明白な外務大臣発行の公文書の信用性が害されたという嫌疑事実があるにもかかわらず、身柄の要求をしない。これは到底理解できない。国民も納得できないことだろうと思ひます。これはどなたに聞いたらいいのかな。外務省、どうお考えですか。

○田邊説明員 先ほど来申し上げているようなこととございまして、韓国がどうするかということについては、それは韓国とバレーンの問題である、最終的にこれをどうするかということについてもバレーン政府の意向を尊重する、こういうことになろうかと思ひます。

○小澤(克)委員 報道されるところによりますと、例えば官房長官が、韓国がこの件について調べたいという気持ちは理解できるといふようなことから、我が国政府は身柄の引き取りを請求しないといふふうに言っているといふようなことを聞いております。これは全く理解できないのです。強制捜査できるだけの材料なしに、まさか身柄を引き受けて任意捜査ということは、これは考えられぬことです。何を言っているのかよくわからない。もしも韓国のこのような全く通らない要求に押されて我が国政府がこの峰谷真由美の身柄の引き取りを遠慮したということになれば、これは非常におかしなことだろう、筋の通らない話だろうと思ひます。韓国の方の航空機事故というところに結びつけて考えるその国民感情を尊重しようといふことかもしれませんけれども、こういう筋の通らないやり方では本場の国際的な友好といふのは生じないと思ひます。まさに卑屈そのものだと思ひませんか。いかがでしょうか。

○田邊説明員 見解の分かれるところだろうと思ひます。

○小澤(克)委員 警察庁、どうお考えですか。捜査を担当するところとしては、できれば捜査を遂げたいというお気持ちは当然あるのじゃないかと

思ひますが、いかがでしょうか。

○国枝説明員 バレーンで身柄を拘束された男女二名は、先ほどからお話が出ておりますように、日本人名義の旅券を持っておたつたわけでございます。この旅券は、いずれも偽造旅券と見られるところでありまして、したがって、警察としましてもこの面から捜査をやっており、その意味におきまして身柄の措置には関心を持っております。ただ、現在の捜査状況等からいまして、まだ身柄の引き渡しを求めるか否か、そこを判断できる段階には至っていないところでござい

○小澤(克)委員 大変不満であります。我が国の外務大臣の発行した公文書の信用性が害されたことは明白であります。他方、韓国がいかなる容疑をもつてこの峰谷真由美なる方を拘束しようとしているのか、到底理解できないところであります。犯罪事実の存在それ自体がいまだあるかないかわからない状態で、それにもかかわらずもしも韓国に対する遠慮から我が国政府がこの身柄の引き取りを要求しなかつたとすれば、これは大変禍根を残すことになると思ひます。嚴重にここで注意をしておきたいと思ひます。

きよう最高裁にわざわざおいていただきましたが、ちよつと時間がなくなりましたけれども、せつかくですからお尋ねをいたします。

きのうも当委員会での委員から質問が出ておりましたけれども、裁判官会同というものがあつて、そこで最高裁の民事局の見解なるものが示された。その結果が「水害を原因とする国家賠償請求事件関係執務資料」といふものになつて配付されていふようなことを聞いていふわけですが、けれども、このこと自体に間違いはございませんでしょうか。

○上谷最高裁判所長官代理者 仰せのとおりでございます。

○小澤(克)委員 この裁判官会同なるものは一体どういふ性格のものでござい

○上谷最高裁判所長官代理者 裁判官会同あるい

は協議会と申ししましても、いろいろな種類のものがござい

その内容はときときによつて違ひまして、例えば法律とか規則の改正についての意見、要望等を聞くといふふうなものもござい

○小澤(克)委員 時間が来てしまひましたので、この問題はいずれにしても若干古い事柄でござい

○上谷最高裁判所長官代理者 いわゆる会同、協

議会の結果をまとめましたものを私どもが下級裁判所に執務資料等としてお配りいたしております。のは、せつかく会同においていただきました裁判官の協議の結果を広く各裁判官に知つていただくという趣旨で、これも裁判をしていただく上で参考になる図書、資料を配付するという役割からお配りしている性質のものでござい

た、その協議会の席上では自由に意見を交換していただくということが必要でござい

今お話のございました五十八年の協議会のまとめました「執務資料」も、実はそういうふうな配慮から公表を差し控えているわけ

十分な成果を上げられないという面もござい

す。その辺をおもんばかつて公表を差し控えてお
りますので、その辺をぜひ御理解いただいて提出
は御勘弁いただきたいと存じます。

○小澤委員 時間が来ましたので質問はやめ
ますけれども、今のお答えは全く納得できませ
ん。司法行政の一環として配付されたものが裁判
所の裁判の資料にはなるけれども国民の目には触
れない、こんなことはあつてはならないことだろ
うと思います。これは事前に提出をお願いしたの
ですけれども、拒否されております。私は今のお
答えで納得していません。今後も引き続き、実
際はコピーを持ってまいりますけれども、これは国
民の代表の議会できちんと出していただきたい、
場合によっては委員会の方にお願ひするかもしれ
ません。きょうは時間が来ましたので、この程度
で終わらせていただきます。

○相沢委員長 中村蔵君。

○中村蔵委員 本日は一般質問でございます
で、私の方から法務省に三、四點御質問を申し上
げたいと思っております。

第一點は、外国人労働者の日本国内における就
労の問題でございます。

これに関連をして私は六十一年十二月十七日に
当委員会で質問いたしておりますけれども、その
ときのお話で、不法就労とか資格外活動とい
うか、そういう関係の事犯が非常にふえておる
というところで、昭和六十年度でその関係で五千数百
件の違反があつた、六十一年度では七千件以上に
上るだろう、こういうお話があつたわけござい
ます。なかなか、パキスタンとかイランとかパ
ングラデシュ、いわゆるノンビザで来られる国か
らの入国者が不法に就労するという事案がふえて
おる、こういうことでございます。

その後いろいろなことが言われておりますけれ
ども、まず第一點は、こういうような先回のお話
と同様の状況が今日においてもなお続いておる、
こういうことでしょうか。それとも、さらにその
傾向というものが加速されているという状況で
しょうか。その点をお尋ね申し上げます。

○熊谷政府委員 残念ながら、その傾向はその後
も続いております。特に、先生は六十一年の傾向
を予測した答弁について触れられましたけれども
も、六十一年につきましては六十一年の資格外活動
絡みの不法残留事件の数字をさらに三千件上回つ
ておりまして、六十一年は総数で五千六百二十九件
でございますが、それが六十一年通算では八千百
三十一件というふうになっております。残念なが
ら、六十一年、今年度の上半期もその趨勢はその
とおりでございます。増加傾向にございます。

○中村蔵委員 今もう一点お尋ね申し上げます
ので、それについて申し上げますと、六十一年、
六十一年、既に統計上の数字が出た分でございます
が、男女合せての数でございますが、フィリ
ピンが六十一年三千九百二十七から六十一年に六千
二百九十七というふうになっております。パキス
タンにつきましては六十一年の三十六から六十一年
に百九十六、パングラデシュは六十一年に一件で
あつたのが六十一年に五十八件ということになつ
ております。これは不法残留事件の推移でござい
まして、不法残留者として摘発された、あるいは
表に出た人たちの数字でございます。

○中村蔵委員 先回のお話ではイラン関係で入
国者総数が一年間に二万四千二人ある、パキスタン
関係では一万人あるいはパングラデシュ関係では
二千人、こういうような数字が示されておつたわ
けでありますけれども、フィリピンあるいはタイ
の関係もございまして、言ってみればこういう
国の方々が単純な観光で日本に来るといふのは
なかなか考えにくいわけでございます。恐ら
くはその多くが何らかの不法目的というか、端的
にいえば就労をする目的で来ているということだ
ろうというふうに思ふのでございます。

こういうふうによくの方々が日本に來られて現
実に働いているという状況、摘発されるのは氷山
の一角でありますから、多くの人が働いているわ
けで、それらの国々においては日本で働きたいと
いう希望が大変に強い、こういうことでございま
すし、またそれらの人が日本で働く場合に、違法
な就労でございまして、そういうことにつけ込
まれて大変に劣悪な労働条件のもとに働かされて
おる。これはジャババキさんの例で見れば明らか
なことでありまして、単純労働に従っている男性
の労働者だつて土木工事等々の現場において過重
な労働を強いられ、かつ賃金は安いというふうな
状況になつておるわけでありまして、
そういう現実があるといふことはするならば、こ
のような今の就労規制というふうなものがこのま
までいいのだからかというのを考えるを得ない
わけでありまして、新聞の論調あるいは識者の
一部には、これを何とかすべきじゃないか、こう
いうような考え方が出ておるわけでございます。
先般、六十一年十二月十七日に私がお尋ねを申し
上げました限りでは、法務省の入管としては規制
緩和の方向は考えておらないんだというふうな
話でございましたけれども、こういうふうな状況
がさらに加速をされておるといふ現時点に
立つて、まず労働省の方から、この問題をどうい
うふうにかえてどういふふうに対処をしていこう
としているのか、その点をお話しいただきたいと
思ひます。

○吉見説明員 外国人労働力の受け入れについて
でございますけれども、そのあり方につきましては
は、経済社会あるいはそういった広い面からの国
際化の進展、そういうものを初めとした環境変化
等を踏まえて、幅広く見ながら検討していくべき
だというふうにかえております。ただ、こういう場
合におきましても、日本の雇用失業情勢あるいは
労働条件、先生おっしゃいましたような労働条件
等に悪影響が出ないように、そういうことを十分
配慮していくことが大事だと考えておりますが、
そういう観点から、先生御指摘でございますが、
基本的には単純労働者についてはこれを受け入れ
ないという方針で対応すべきだというふうにかえ

ております。

○中村蔵委員 先般新聞に、労働省におきまし
ても外国人労働力問題について研究するんだ、そ
ういうことで研究会というか、そういうものを発
足させるんだということが載つておりましたけれ
ども、それはどういうことで検討されるわけです
か。また、現実にはそういう機関というか、研究
会というふうなものを設けられておるのしょう
か。

○吉見説明員 先生も御指摘ありましたけれど
も、最近外国人の不法就労が非常にふえていま
す。片方で外国人の優秀な人材を採用したいとい
うか、登用したい、そういう企業も増加している
わけでございます。外国人労働者の問題について
は非常に社会的関心が高まっているというふう
に見ております。そういう意味で、この問題につ
いてどういふ対応をすべきかということに早急に対
応する必要があります。まずそういうことが大事で
あると考えております。そういうことで、外国人
労働者の問題は取り扱ひの仕方によつて非常に波
及範囲が広がりますし、特に私どもの方から見
ますと、労働市場であるとか労働条件、広くは経済
社会、そういう点で対外関係にも重大な影響を
及ぼしかねないという問題でございますので、学
識経験者から構成します研究会を近く発足させ
て、現状あるいは問題点の整理、諸外国の状況、
そういうものの研究を行つていきたいというふ
うに考えているところでございます。

○中村蔵委員 単純労働者の問題については、
日本の労働力の需給の関係からいって非常にや
こしい問題があるだろうというふうには思ひます
けれども、技術者というか特殊技能を有する人、
そういう人については中華料理のコックも含めて
日本も今受け入れの方向にあるわけですから、
それは単純労働者にある程度押し及ぼさない
と国際的な関係からいって余りうまくないの
じゃないかな、こういう感じがしますし、先ほど
言いましたように、これを余りきつく規制をして
いるがために劣悪な労働条件で実際的な労働力

の受け入れという事態が発生しているわけですから、そのところは考える必要があるのじゃないか。例えば、単身で入国するあるいは短期間で入国するというような条件で認めるといふようなことを考えなきゃならぬのじゃないかというふうな思っております。その点、法務省としてはいかがお考えでしょうか。

○熊谷政府委員 お答えいたします。

労働省の方からお答え申しましたとおり、単純労働者のカテゴリーについての外国人の稼働のための入国というのは認めないというのが政府の現在の方針であつて、近い将来、今後ともこの方針は、現在のところと申し上げなければいけないのですが、維持していくというのが現状であります。

ただ、前々からこの委員会でも御議論があるように、単純労働者についてはニーズがあるんだ、何とか条件をつけてでも、今おっしゃいましたように短期間あるいは単身、そういうような条件でもつけてやればそのニーズをかなえることができるのじゃないかとかいうことは部内でも議論していますし、有識者とか労働界、産業界の方々の意見もいろいろお聞きしたり、あるいはセミナーを開いたりというように検討をいたしております。そういう検討の際に、こういう人々を入国させることとした場合に生ずる社会的な問題とか我が国の労働市場への影響とかその他の諸般の事情、国際化が広まると国際犯罪にも影響を与えるというように含めまして、そういうような諸情勢を考えまして、そういう状況に対応してとり得べき方策については、これは法務省だけで考えるわけにもいかない事情にもありますし、関係省庁と連絡をとりながら慎重に検討を行っているところであります。

○中村(憲)委員 この問題について、大臣のお考えはいかがでしょう。

○林田国務大臣 一方におきまして中近東の石油の価格の低下の問題、それからまた日本におきま

すというので外国人労働者、特に発展途上国からの労働者が日本に向かつて押し寄せてくる、こういうことであると思うのですが、今も世論調査をやつてみますと、五〇〇近く単純労働者でも入国してどうかというふうな人も出てきておる、そういう状況でございます。しかしながら、西独において例のトルコからの労働者によりまして後で非常に困つたというふうな問題もありませんし、これから日本としても労働政策の上においても十分考えなければいかぬ問題だと思います。

しかし、国際化のためには今のままでいいということにはいかぬと思つたので、技能労働者が入つていいようになっておるから、単純労働者もこれから考えなければならぬのじゃないか、かように思つておりました、各省また労働界とも十分相談をいたしまして考え方をまとめていきたい、かように存じております。

○中村(憲)委員 第二点目は体外受精の問題でございます。最近体外受精ということが行われるようになってまいつたわけでございます。

人工受精というものは古くからございまして、最初的人工受精というものはもう三十八歳になるんだ、こういう話もあります。人工受精というものは、これが問題であることは事実でありまして、男性の精子を女性の体内に注入して受胎をさせよう、こういうわけでありまして、そうした場合に、夫婦間で夫の精子を注入して受胎をするというなら何の問題もありませんけれども、全然夫のものでない、こういう精子が注入されて受胎して子供が生まれるということになりますと、今ドナーというか提供者は隠されておられますから親を捜索することはできないのかもわかりませんけれども、それにしても、一体それは本来その夫婦の間の子供かどうか。したがって、民法上では夫婦の間の子供として嫡出子になるわけでありませうけれども、嫡出子になり、したがって親子関係はあるわけでありまして、それにもかかわらず実際は父親の方とは血縁というものがなく、こういうことが起こるわけでありまして。

ましてや体外受精の問題になってまいりますと、女性の方から卵子を取り出して体外において別の男性の精子と結合させてそれをまた体内へ戻して着床させて分娩に至る、こういうメカニズムの中では、その子供を産む女性の卵子でなく、精子の方は人工受精と同じように全然別の精子だつて構わない。しかし、産んだことはそのお母さんが産んだのだからそこに母子関係がある、しかもなおかつ、そのお母さんが結婚をしている場合には父子関係もあるというふうな擬制をしてしまふ、こういうことになるわけです。

こういう問題についてはやはり何らかの対処を必要とするんじゃないかということを考えるわけですが、法務省としては何かこれに対してお考えをお持ちでございましょうか。

○藤井(正)政府委員 人工受精あるいは体外受精につきましては、ただいま委員御指摘のようないろいろな態様のものがございまして、現行民法のもとでは、それが結婚をしている夫婦の間のことでありまして、まさに今お話がございましたように、「妻が婚姻中に懐胎した子」ということで夫の子と推定されるわけでございます。これがよろしいのかどうかというところは、一つには医学の発展の問題もございまして、これについては国民の倫理観なり、そういったものが果たしてこれを受け入れるのかどうか、そういったこともありまして、直ちに私も今の段階でどれがよろしいのかというところはお答えいたしかねるわけでございます。今民法の側が先走つてどうこう申し上げられるような段階ではないのではないだろうかというふうな思つておりますが、非常に検討を要することであることは認識をいたしております。

○中村(憲)委員 民法の親子法は、従来養子の場合を除いては血縁があるということが——血縁があるということはどういうことか。つまり遺伝子を受け継いでいる、こういうことが親子の基本である、それがなければ親子と認めるべきでないとい

いうような考え方に立つてきたと思うのです。最近では親子法というものの考え方方も若干は変わつてつあるようで、血縁ばかりを親子の基準にするのは必ずしも適當ではないという考え方もあるようですけれども、やはり今体外受精の問題あるいは人工受精の問題、こういうものが出てくると民法の考え方の根幹を揺るがすことになるんじゃないか。そうであれば、これはいいとか悪いとかはまた別の観点からありませうし、倫理的な観点もありませうし、またそういうこと、倫理的な観点というか人間の尊厳を侵してそういう自然のメカニズムを逆にコントロールしているのはおかしいんじゃないか、こういう考え方もあるわけですが、法務省としては何かこれから研究するなり直ちに法制審議会とかそういうところで検討を始めるなりしなければおかしいんじゃないか、こういうふうな思いますが、いかがでしょうか。

○藤井(正)政府委員 この問題につきましては最近法律学者が次第に取り上げ始めておりまして、また、医学の分野でも同様に医の倫理の面から検討がなされていると思つていますが、いまだ十分に議論が成熟しているとも、そういう段階にあるとも思われません。将来の課題として検討をさせていただきます。

○中村(憲)委員 今の点について、大臣、感想がございませう。

○林田国務大臣 この問題は最近あちこちでよく聞くようになってまいりましたが、やはり先生を初めとして有識者の国民、世論の動向と申しますか、そういうものをもう少し見きわめまして検討をする段階にあるかと存じます。どうぞよろしく願ひいたします。

○中村(憲)委員 三点目は、最近の土地高騰に関連する問題でございます。

土地高騰をどうするかというところは、本国会が土地国会である、こういうふうな言われるほど問題が大きいわけでありまして、私も土地問題等に

関する特別委員会の委員ということにもなっているわけでありすけれども、その中でいろんなことが言われております。

一つは借地・借家法の改正の問題でございます。この借地・借家法の改正については、土地高騰問題とは別に法務省において従来取り上げられてきた問題、法制審議会にかけてきた問題であるわけでございます。それでいろいろやつておられる。昨年におきましてもいろいろ問題点を摘出して、これに対して各方面の意見を聞くということもやつておられ、最近では法制審議会の部会において審議を続けている、こういう状況のようでございます。

ところが土地高騰問題が起つてきたら、途端に借地・借家法の改正は必要ではないか、法務省独自に今日まで行つてきたことは別にそういう声が起つてきて、いつの間にか政府の緊急土地対策要綱の中にまで、これは今年の十月十六日ですか発表をされましたその中にまで、借地・借家法の改正ということが書かれてしまつたわけあります。

私自身は、**借地・借家法を改正したから土地が**
下がるなどということは到底あり得べからざるこ
とだ、こういうふうに思っております。また**借地・**
借家法の改正の中に、改正が必要なものもないと
は申せませんけれども、定期賃借権をつくつた
り、あるいはまた正当事由の一部を地主さん、家
主さんの側に有利に変えよう、こういうことが考
えられていて、それが土地の供給をふやすんだ、
こういうような言い方をされるわけですけれども
も、私はそんなことはちよつと考えられないとい
うふうに思っております。

しかし、大臣は土地問題の特別委員会におきまして、やはり借地・借家法の改正が土地の供給を促進する一助になるんだ、こういうことを御答弁になった。そのことを私自身は質問をしなかったわけであり、ますけれども、他の委員の質問に対してそういうお答えをしておられる。それは間違っているんじゃないか、私はこういうふうに思つて

いるのですが、まず大臣のお考えを承りたいと思います。

○林田国務大臣　借地・借家法の改正問題につきましては、御指摘のように法制審議会の民法部会におきまして今鋭意検討をしていただいております最中でございます。法務省といったしましては、部会の審議を見守っておるという状況でございます。

もう先生よく御承知のように、借地・借家法は、借地権あるいは借家権の保全、弱い者の保護と申しまするか、そういう問題、あるいはまた貸し主の方からは投下資本を保全をしてまいるとか、そういうようなことがこれの内容になつておるわけですが、御指摘のように、それが直接土地の価格を引き下げるとか、そういうことにはつながらないわけでございます。しかし、せっかくの権利を有効に使つてまいる、あるいは土地の有効な利用とか、いろいろそういう面からも考えていかねければならぬ問題でございます。今いろいろ問題点を指摘されて検討していただいております。余りこのことでございますので、私はむしろ、余りこれが土地の価格の引き下げには役立たぬような答弁をしたと思つておるのであります。そういうふううに聞こえたかどうか、ちよつと私としましてはそういうことでないような答弁をしたように思つております。

○中村(蔵)委員 借地人、借家人の保護のために、借地・借家法はあるわけでありまして、今回の土地高騰問題というのは、高騰した原因はいろいろありますけれども、その中には地上げ屋なんかが暗躍をしてそして土地を上げてきた、こういうこととがあるわけで、借地人、借家人の地位を今以上

に弱める、こういうことになればますます地上げ屋の横行を助けるということになってしまうわけですね。地上げ屋の横行を助ければ、つまり地とげ屋としては借地人、借家人を追いつ出すのが易くなるわけですから、そうなればますます土地は上がってしまうことになるのだらうと私は思っておりますが、この際その議論は別といたし

まして、法務省としては、その借地・借家法改正についての立法作業は現時点でどういう段階にあるのか、その先の見通しはどうなっているのか、それをお伺いをいたします。

○藤井(正)政府委員　ただいま委員からお話がございまして、よろしく、法務省の方でこれまでいろいろ出てまいりました各方面から指摘されている問題点を取りまとめて、それを流して意見をちょうだいし、それに基づいて現在民法部会の財産法小委員会において検討を進めていただいております。大体六十一年六月末までに七十三ほどの団体から意見が寄せられました。現在の審議の結果を、これからさらに行われます審議の結果を踏ま

えまして、明年、六十三年の終わりごろまでには、できれば民事局としての改正試案をつくりまして公表いたしたい。これをさらに各方面、各団体にお示しをして意見をいただいた上で、法制審議会でさらにその意見を取り入れまして御検討いただくことになるわけですが、見通しといったぐらゐにはなるのではなからうかというふうに思っております。

も、最後に一点だけ。

この土地供給問題に関連をして空中権、エアライトの問題というのが言われておるわけでごいまして、この空中権問題というのはいろいろな議論があつてなかなか長いことになつてしまふわけですから、それを全部省略いたしますと、空中権の對抗要件としての登記がどうなるのだらうかというこの一点が問題としてあるわけで、これが解決されないと空中権問題というのは困るわけ

考えになつておられますか。

○藤井(正)政府委員 お話のございます空中権と申しますのは、昭和四十一年の民法改正でできました民法二百六十九条ノ二の区分地上権のうちのその空中の方に存する地上権のことをおっしゃつていらつしやるのかと思いますが、これにつきま

の仕方、これが定めてございます。実際の登記の上では、例えば東京湾平均海面の上何メートルから何メートルまでの幅、こういうふうな形で登記をすることが可能になっております。

○中村(懸)委員 時間ですので、まだいろいろ申し上げたいことがあるのですが、これで終わらしていただきます。

○安倍基委員 実はきょうはこの前のダブル選挙違憲論に対する判決を聞こうと思ったのですが、その前に、今たまたま借地権の問題が出ましたので、ちよつと大臣の逆の感想をお聞きしたいのでございます。

といふのは、実は私、中村さんと非常に何か、いのですけれども、これについては意見が違ふのです。私、大分前の法務委員会です、もう半年くらい前にありますか、土地利用から借地・借家法を改正すべきであるということを買問いたしました。そのときに、私エコノミストという雑誌で土地問題を論じたときにもそのことを論じたのですけれども、結局現在における社会的弱者というのは、単に都会の一等地で借地・借家権を守られている人と、膨大な数の二時間も三時間も通つて遠くになし土地が持てない人間と、どつちが社会的弱者かなという話を実は私はこの場で提案いたしましたして、その面で借地・借家法もそういう土地利用の面を勘案していわば改正すべきである。この話は、実は余り土地問題がぎやあぎやあ言われない前に私は本委員会を取り上げた問題なんです。

も、今度の借地・借家法関連で委員の中にそういう経済的な議論をされる委員がおられるのか、その辺をひとつお聞きしたいと思うの。もう一つ、それとともに、私は土地問題に関連してやはりそういう観点からも借地・借家法を考へるべきだ、その面であるいはむしろ審議を促進してもいい、という気があるのでございますけれども、

私の時間は少ないものですから、それを簡単にお答え願いたい。大臣の感想もお聞きしたいということでございます。

○藤井(正)政府委員 これにつきましては、当然利用者側の御意見も入っております。

○安倍(基)委員 私のお聞きしたのは、経済的な観点からそれを論議する委員が入っているか、要するに今の土地利用を妨げるのか妨げてないのか、そういう意味の経済的な観点からの人間が入っているのかということでございます。経済学者とかそういう意味です。

○藤井(正)政府委員 ただいま資料がございませんで正確なお答えをいたしかねるわけでございませうけれども、経済学者のような方は特にお入りをお願いしていないかと思ひます。よく調べましてお答え申し上げたいと思ひます。

○安倍(基)委員 突然の質問で、申し上げなかつたものですからかえつてあれでございますが、大臣、これはいろいろ議論があると思うのです。私は論文で書いたのですけれども、土地の値段というのには需要と供給だ、今の税制の問題もむしろ逆

に需要を増幅し供給を抑える税制になっているというのを私はその中で議論したのであります。それと同時に、都会の一等地にいる人間が本当に弱者なのか、あるいは遠くから通っている人間が弱者なのか、これは難しい問題がある。しかも土地を高度利用するという面からいへば、都会のど真ん中の場合には今大立ち退きとか非常に大変だけれども、私はせつなく昔から住んでいる連中を追い出せということまで強く言うわけではございませうけれども、しかしその反面、そうやって土地が高層化できないというような場合に、それはどうして遠くから通わなければいけぬという要素が起つてくるので、むしろ経済的観点からそれを見なければいけぬ、それからそういった委員も加えて考えなければいけぬ、しかもその審議を促進すべきであると考えます。いささか前の議論と違つてきますけれども、たまたま相前後する議論が二つありますけれども、ちよつと大臣の御感想

をお聞かせいただきたい。

○林田(國務)大臣 先生のおっしゃるような面は相当あると思ひます。しかし、おっしゃいますように土地の価格は需給関係から決まってくるわけでありまして、供給を多くし、東京の需要を減らしていくということが最も大事な問題であります。

借地・借家法は本来の目的として土地問題に寄与しますが、しかしその結果として土地問題に寄与する、こういうことになると思ひます。したがつて、その審議は十分促進をしていただきますようにお願いを申し上げます。今も鋭意努力をしていただいております。

で、来年の後半期には一応考え方をまとめていただきます。それをさらに一般の人に知らして最終的な改正案をまとめていただく、こういうことで促進をしていただいております。

○安倍(基)委員 私の提言として、特にこういう土地に関連する経済的な知識を持った人を委員に加えるのも一つの手かなという気がいたしますけれども、いかがでございますか。

○林田(國務)大臣 当然、経済的な面からこれを見ると、いふことも必要だと存じます。私、ちよつと委員の構成を今よく知りませんので、後から聞きます。この案は多くの人に見ていただいておりますので、経済方面の方にも十分御意見を伺つてやうなまいりと思つております。

○安倍(基)委員 では、次の問題に移りますけれども、つい最近、ダブル選挙違憲論に対する最高裁判決が出ました。これは、私も後藤田長官にダブル選挙の直前に、これはおかしいぞという話をしたことがあるのです。たまたま私がせつなくいろいろな議論を展開して終わつた辺にちよつと入つてきて、ちよつと答えてすぐになつてしまつたのですから、意味がどの程度理解されたかわからないのですが、私はダブル選挙の直前のジュリストに「衆参同時選挙と解散権」という論文を出したことがございます。そこで論じたこと

でございますけれども、基本は昭和三十五年に最

高裁がいれば逃げの判決を出した。まさに今度の最高裁判決は、小法廷もそれを引用してやつてい

るわけですね。三十五年のものでから随分たつたわけでございますけれども、見直してかかるべき判決をそのまま引用して、ダブル選挙違憲論を上げ棄却している。非常に遺憾でございますけれども、私がこの判決に対して裁判所に聞いてみて

も、裁判官は弁明せず一言も言わないうのに違ひないのです。でございますから、第三者というのか、法制局とすると立法府の側ですから、解散権を否定するようなことは言ひづらいかもしれませんけれども、最高裁判決に対してどう思ふか。今七条

解散説というものがいわば通説のごとく言われ

ておりますけれども、その点について法制局はま

だ同じ考えでおられるかということ、一言まず最初にお聞きしたいと思います。

○閣府(委員) ただいま委員も御指摘のように、政府の法制局としてその判決のことをどうこうということはなかなか言ひにくい次第でございます。御質問の判決につきましては、昨年の衆議院の解散と両議院のいわゆる同日選挙の合憲性について争われた事件について、法律問題に関して最終的な権限を有する最高裁判所の判断が示されたというものでございますので、政府としてはその判断を尊重していくべきことは当然だといふふう

に考えております。

それから七条解散につきましては、しばしば繰り返して政府の見解として申し上げております。おり、いわゆる七条解散説と申しますか、衆議院の解散は憲法第七條の規定によつて天皇の国事行為に関する行為として行われるのでございませうけれども、実質的な決定権限を有するのは、これらについて助言と承認を行うことを職務とする内閣であるといふ従来の見解はもとより変わつてございませう。

○安倍(基)委員 そこでまず、七条における「助言と承認」というのがございませう。これは四條で「天皇は」、「国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」ということと、それ

から「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」とございませうけれども、簡単に申しますと、七条における「助言と承認」といふものは国事に関する助言と承認でございます。でございますから、衆議院の解散の決定というのは内閣に関する権能に基づくものか、国事に関する行為か、一体どちらでございませうか。議會でいへば詔書を読むのは国事に関する行為と思ひますけれども、解散を決定するのは国事に関する行為であるのか、国政についての権能に基づくものか、どちらでございませうか。

○閣府(委員) 憲法第七條各号に掲げております国事に関する行為と申す中に「衆議院を解散すること。」というのが含まれておりました。この規定は、天皇が内閣の助言と承認により国事に関する行為を行うことと申すので定めておられるわけでございます。御指摘のように、衆議院の解散というのは、それ自体としては高度の政治的な性質を有する行為でございませう。したがひまして、国政に関するものであることは疑ひございませうけれども、天皇が行う衆議院の解散と申しますのは、内閣の助言と承認を必要とするといふことでございませうので、先ほど申したように、内閣が実質的に決定したところから従つて形式的、名目的に行うといふことでございませうので、それによつて天皇が国政に関する権能を行使したといふことはならない、こういう理解をしてございませう。この点も前から述べているとおりでございます。

○安倍(基)委員 質疑時間があと五分しかないといふのであれでございませう、私はもう一遍聞きませうけれども、七条における「助言と承認」といふのは、国事に関する行為についての助言と承認であつて、国政についてのいわば権能の行使についての助言と承認ではないと見ますけれども、いかがでございませうか。

○閣府(委員) この点については、繰り返しになりまして恐縮でございませうけれども、助言と承認といふのは国事に関する行為について助言と承認

というのを行うことになっておるわけでございますが、その中に衆議院の解散を行うことというのが入つておるわけでございます。そして、これはほかにも、例えば「国会を召集すること」というようなこともございませうけれども、国政に関するものであることは疑いがない。したがって、実質的には国政に関する行為について内閣が助言と承認を行ひまして、それに基づいて天皇の国事に関する行為として「解散すること」ということが行われるわけでございます。

○安倍(基)委員 いいですか。国会の召集に関しては別に憲法の規定があるのですよ、実体規定が。七条に書いてある各号はすべて、憲法の別の実体規定があるのですよ。でございませうから、国会の召集はもろくも行政行為かもしれぬけれども、その決定は別にあるのですよ。それを単に表意するために七条があるだけです。要するに、私は、どこに、憲法七条三号から内閣に実質的決定権があるところと書いてあるかと聞いておるのであります。

○閣政府委員 この点につきましては、もう繰り返して政府側から申し上げておるところでございませうけれども、国事行為の規定は、それについて内閣が助言と承認をするということがその実質的な内容を決定するという趣旨をあらわしているというところでございまして、衆議院の解散は実質的には内閣が決定をして、それを国事行為として天皇が解散を行うという七条三号の規定が定められておる。したがって、七条の三号が実質的な内閣の衆議院解散権の根拠規定である、こういうふうな考えでございまして、これも従来から申し上げておる通りでございます。

○安倍(基)委員 私に与えられた短い時間ではこれは十分議論できないのですが、私は今論文を書きつたのです、最高裁に対する公開質問状というところで、まさに昭和三十五年の、私はきのう司法の質を高くしてほしと言いましたけれども、三十五年のこれを見ますと、これが最高裁の判決かと思わざるを得ない。今の話ですよ。七条

三号で実質的に内閣に決定権があるとはどこを見ても読めないのですよ。その部分だけでですよ。七条の一号、二号、十号まで全部、実質決定権については憲法上の規定があるのですよ。この部分だけ急に実質的な、要するに決定権が内閣にあるなんというところ、助言と承認によるということとはとてもない話なんです。

私は、この議論をし始めるとなかなか、与えられた時間が短いし、法制局長官をまた改めていずれ呼び出してはつきり詰めたと思ひますけれども、きょうはこのくらいにしておきましよう。要するに三十五年の解散についての判決が、いわば日本の政治形態を非常にゆがめておるのです。

私はたまたま調べてみたのですけれども、ほかの国と比べて下院の議員の在任期間というのが、日本は過去三十年、丸三十年なのですね。というのは、いつでもやれると思ひておるから。とんでもない話で、私は今執筆中でありますが、英国においても過去三十年で七年七月。ドイツにおいても三年八月。フランスにおいても三年十一月。つまり、在任期間というものはきつと相当の期間あるわけですね。なぜかといひますと、ドイツの場合には解散は不信任決議が通過しなかつたらできない、そういう国家制度になつておるわけですね。

私は、ジュリストに、要するに日本の戦後の新憲法はまさにドイツと同じである。ドイツはいわば象徴大統領を持つておる。象徴大統領というのは統治権を持つてないのです。要するにこの三十五年の判決は、統治行為、一体だれが統治行為だ。天皇であれば統治権を総攬したのですよ。内閣は統治権を総攬してないのですね。こういうこと、まさに目を覆うばかりの判決です。今や見直すべきときなんですよ。大体、一票の格差が違憲だと言ふくらいならば、解散権が違憲かどうかという判断をすべきなんでありませう。

これはあなたに怒つてもしょうがないかもしれない。また、きょうは法制局長官が土地の方にとられちゃつたし、私、時間もないので、今度じっくりこの質問をいたしますから、その前によく勉強しておいてください。

○相沢委員長 安藤殿君。

○安藤委員 私は、法務局の増員の問題についてお尋ねをしたいと思います。

法務局業務の中で登記業務、この関係では十年間に仕事の量が二倍にふえておりますけれども、登記関係の職員は数に八割しかふえておられないという実情にありませう。結果として大量の処理未済件数を抱え、長時間の残業が恒常化するという状況になつております。そこで、法務局の仕事の関連で司法書士の方々とあるいはその事務員の方々とあるいは地方公共団体の職員の方々と、いわゆる部外の人たちの応援を得て何とかやつとこなしているという状況であります。この部外の人々の応援は、延べ人数で計算をしてみますと年百万人を超える、こういうようなことでもない状況になつております。こういうことはサーピスの低下ということにもつながりかねないと思うのですが、こういうような実態を法務省当局は御存じなのかどうか。まず民事局長さんにお答えいただきたいと思います。

○藤井(正)政府委員 御指摘のような部外の方々の応援を事実上いただいているという状況にございませうことは、遺憾ながら認めなければならぬと思つております。

○安藤委員 そこで、正直なところ、実際に法務局の登記関係で現在どれくらいの人不足にいらるんだとお考えになつておられるのでしょうか。

○藤井(正)政府委員 登記事件が、これは戦後一貫して増勢にございまして、近時さらに増加の傾向が著しいわけにございまして、こういう登記事件の推移を見ますと、この円滑かつ適正な処理を図るためには、当局の立場といたしましてはやはり相当数の人員を必要とする、そういうふうな考えでおります。これはどのくらいの数が必要であるかと申しますと、それは計算の仕方がいろいろございまして、なかなか一概に申し上げにくいところもございませうけれども、やはりこれは相

当数の人数を必要とするというふうな申し上げなければならぬと思ひます。

○安藤委員 相当数といつても、二百人でも相当数だし千人でもそうだし、いろいろあるのです。これまでもこの関係についてお尋ねをしたことがあつたと思うのですが、そのときは今の藤井さんではないのですけれども、民事局長さんは三千人以上は必要だと見ているのだという御答弁をいただいたことがあるのですが、この数はどうでしょうか。

○藤井(正)政府委員 前々局長あるいは前局長、そのように御答弁申し上げております。私も同様な認識を持っております。

○安藤委員 そういうような実態であるのに、先ほども土地の問題が出ましたけれども、今いろいろ土地が動いて地上げとかどうかとかという話があるのですが、これは一つの例でありませうが、そういう実態に加えて、今これは一つの登記簿謄本を取り寄せる申請書があるのですが、これは港区六本木六丁目一番の一他ということ、一つの申請書で千八百八筆を申請しておるのであります。だから、これはどれくらいのことになつておるのです。これを全部謄本を作成しましたら、積んで高さが約二メートル。こういうような状況に迫り込まれている、非常にとんでもない状況に今あります。だから、こういう実態をぜひとも認識をしていただきたいと思います。

そこで、法務省関係の、法務省関係というのか、法務省の職員の人たちが加盟してつづつておる全法務労働組合という労働組合がありますが、これは御存じだと思ひますが、この組合が、登記関係だけで一万三千八百五十人以上という必要だ、さらに保護観察所及び地方更生保護委員会関係では八百人以上、それから入国管理職員五百名以上の増員を要求しているのです。これは、各地の職場ごとに一体どのくらいの人間がさらに必要なのかということを出してそれを積み上げた、本当に切実な実質的な要求だと思ひますが、こういうような要求に対して法務省当局としてはどう

いうふうに対応していかれるおつもりですか。

○藤井正三 政府委員 全法務労働組合がたたいま御説明のごさいましたような数の増員を必要としていてというふうに申しておりますことも、私も十分承知をいたしております。これは職場に働く方々の意見として、私も十分耳を傾けなければならぬと思っております。

人がどれだけ必要であるかということは、その算定の仕方にもいろいろございまして、一概にどうこう申し上げるわけにはまいりませんけれども、これだけ激増しております事件を適正に、そして迅速に処理する体制を整えるためには、現在の情勢のもとにおきましてもできるだけの御配慮をお願いしなければならぬと考えまして、相当数の人員増をお願い申し上げておるところでございます。

○安藤委員 いろいろ御努力をしておられるということはわかるのですが、来年度の法務省概算要求の概要というのを拝見しますと、増員要求五百二十九人、ところが定員法に基づく削減で、削減計画四百二十六人、差し引き百三十三人しか増にはならぬということになるのです。これは、全部増員要求が認められての話ですよ。だから、これは大分けた違いだと思ふのです。この増員要求そのものがシーリングということでごつと抑えられての話だということもわかりますけれども、そこをこのところを突き破つてでもやつてもらわぬことには国民に対してサービスが十分行えないんだということをしつかり腹に据えていたきたいと思ふのです。

そこで申し上げたいのは、これは請願書なんです、全部題目は一緒ですからとめていきま。法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の増員に関する請願、これは第九十四国会、第九十六国会、九十八国会、百一国会、百二回国会、百四回国会、百八回国会、続けて七回です。全会一致でこの請願は採択されているのですよ。こういうような状態にあるのですが、これを国会で採択されたということは、国民の代表である国権の

最高機関である国会が増員しろということを言っているのと同じことですよ。そこで、シーリングとか予算の枠組みの問題とかというようなことであるところから大蔵省の方から来ていたのだというのです。こういうような国会の請願採択もあり、今民事局長さんがおっしゃったような人員増の強い要求がある、こういう状況を踏まえてどういうふうにご要求に対しておこたえをさせていただけるのか、そんなものはしてんでだめだとおっしゃるのか、おこたえをいただけたのか、それは、それぞれお答えをいただきたいと思います。

○伊原説明員 お答えいたします。法務省の定員につきましては、従来から厳しい定員事情の中にあつて増員に努めてきたところでございますが、特に御指摘の登記部門等を中心に相当の配増をしてきておるところでございます。具体的数字を申し上げますと、法務局等の登記部門の職員につきましては、六十二年におきまして百六十一人の増員をやつておりまして、片方で計画削減がございまして、純増という形では三十七名の純増を六十二年実施しております。また、六十三年の増員については御要求をいたしまして、検計中でございますが、引き続き厳しい定員事情の中におきましても、現在その要求内容について検討しているところでございます。登記部門の職員についても御指摘の業務量の推移等を踏まえつつ慎重に詰めてまいりたい、このように考えております。

○若林説明員 お答えいたします。登記所における登記件数が急増しておるとおことにつきまして、現場の登記所の職員の皆様方、いろいろ御工夫をされ、苦勞しておられるというふうにお伺いをしておるところでございます。そういうことがございまして、長期的かつ抜本的な対応策というようにことで登記特別会計を六十年度に設立いたしました、登記事務のコンピュータ化を進めるといふようなこともしております、また、当面の対応策をいたしまして、

これまでも国家公務員全体といたしましては定員削減を図るといふ非常に厳しい中でございましてけれども、登記従事職員につきましてはできるだけ増員措置を講じることによって来たわけでございます。

六十二年の数字につきましては、ただいま総務庁の方からお話ございましたように百六十一人の増員、純増で三十七名ということでございます。片や国家公務員全体といたしましては三千四百三十二名の純減を図るといふ非常に厳しい中ではあつたわけでございますが、こういう措置が講じられたところでございます。

そこで、六十三年の増員要求につきましてはこれから法務省の御当局と十分御相談をしいく必要があるわけでございますが、片や引き続き国家公務員につきましては全体としては純減を図つていくという厳しい定員事情も十分我々としては勘案せざるを得ないと思ひますが、十分御当局と相談した上、今後検討してまいりたい、かように思つております。

○安藤委員 時間も来ましたから、最後に大臣にお尋ねしたいと思ふのですが、お聞きのとおりのごときでございまして、総務庁、大蔵省、あなた方が偉くないという意味で申し上げておるわけではないのですが、本当はもっと偉い人に来ていたでいてびしつと言つていただくと一番いいのですが、事情を知つていただいて、何とか努力しようと言つておられるわけですか。

そこで、概算要求を出しておられるのですが、この概算要求そのものが先ほど申し上げましたように遠慮のしつ放しで少な過ぎる、もつとしっかりとやつていただきたいということ、少なくとも、これは最小限の話ですが、百歩も千歩も譲つての話ですが、この概算要求の人員増の要求だけは絶対崩さぬというふうな頑張つていただきたいと思ふのですがどうかということ、あわせて今後の増員の問題についてどのようにして努力をしていただけたらいいのか、お伺いしたいと思います。

○林田国務大臣 登記事務が非常に繁忙をきわめておるといふことは私もよく承知をしております。特に最近、東京都内におきまする事務が極めて多くなつてきておまして、そのために人員増がどうしても必要でございます。私としましては、六十三年の予算要求の時期が間もなく参りますので、最大限の努力をしたい、かように考えております。また一方、将来はさらにコンピュータ化も進めまして能率を上げていく必要があるだろう、かように考えております。

○安藤委員 時間が来りましたので、これで終わります。

○相沢委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十二分散会